

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けての緊急事態宣言発令の場合の対応等について

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、政府は緊急事態宣言を出す方向ということがマスコミで報じられています。

緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等特別措置法を根拠としています。

「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」を紹介し、関係法令を含め情報提供いたします。

「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、抜粋）では、
<都内感染期>

都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態

<目的>

- 1 医療提供体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 都民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

で以下の主な取り組みを行う。

情報提供

都内の対策を都内感染期に切り替え、知事による「流行警戒宣言」を行い、流行の警戒を呼びかけ、感染予防の徹底、不要不急の外出や催物等に自粛など、感染拡大防止策の一層の協力を呼びかける。

感染拡大防止（抜粋）

患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階で、都内感染期に移行するため、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）を中止し、広く都民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

なお、政府対策本部が都内を対象区域として緊急事態を宣言したときは、必要に応じ、市区長村等の協力を得ながら、都民の不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限、催物の開催制限等の要請・指示等を行う。

- 学校や福祉施設（通所）等の臨時休業について、各設置者等に要請する。
- 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。都営交通においては、利用者に適切な感染予防策を講じる

よう呼び掛ける。

- 事業者に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤等の感染予防策を強く勧奨するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

また、集客施設の管理や催物を主催する事業者に、発熱等の症状がある人の利用制限マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や自粛を呼びかける。

- 都民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底や、不要不急の外出の自粛を呼びかけ、感染拡大防止又は感染による従業員の不足により、様々なサービスが平常時より低下することの理解と協力を依頼する。

なお、政府が都内を対象区域として緊急事態を宣言した場合は、施設の使用や催物の開催の制限が実施されることを事前に周知する。

となっています。

4月3日の小池都知事の会見でも、緊急事態宣言が発令された場合の対応として、都民の外出自粛やイベント主催者による施設使用制限・停止を要請するとの考えを示したようであり、緊急事態宣言が発令された場合の対応は、基本的には現時点と変わらないと考えられます。

しかし、緊急事態宣言の発令を受けての知事が示す協力要請等を示されないと明確には言えないところがあり、協力要請が示された場合、その内容を含め情報提供をいたします。

(参 考)

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）抜粋
令和二年三月十三日公布（令和二年法律第四号）改正

（国、地方公共団体等の責務）

第三条 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めるものとする。

3 国は、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保するとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めるものとする。

4 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第十八条第一項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

（事業者及び国民の責務）

第四条 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 第二十八条第一項第一号に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

- ・国立感染症研究所. 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理第五条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

(政府対策本部長の権限)

第二十条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県の知事その他の執行機関（以下「都道府県知事等」という。）並びに指定公共機関に対し、指定行政機関、都道府県及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

- 2 前項の場合において、当該都道府県知事等及び指定公共機関は、当該都道府県又は指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関して政府対策本部長が行う総合調整に関し、政府対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

(都道府県対策本部長の権限)

第二十四条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

- 2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関（第三十三条第二項において「関係市町村長等」という。）又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

- 3 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。

- 4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

- 5 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 6 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
- 7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 8 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、これらの所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な要請をすることができる。

第四章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

第一節 通則

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)

第三十二条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等(国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。)が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態(以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。)が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示(第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。)をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

- 一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間
- 二 新型インフルエンザ等緊急事態措置(第四十六条の規定による措置を除く。)を実施すべき区域
- 三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要

2 前項第一号に掲げる期間は、二年を超えてはならない。

(以下 略)

第二節 まん延の防止に関する措置

(感染を防止するための協力要請等)

第四十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

- 2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。
- 3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。
- 4 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）（抜粋）

（使用の制限等の要請の対象となる施設）

第十一条 法第四十五条第二項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第三号から第十三号までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。

- 一 学校（第三号に掲げるものを除く。）
- 二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学、同法第二百四条に規定する専修学校（同法第二百五条第一項に規定する高等課程を除く。）、同法第三百四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
- 四 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 五 集会場又は公会堂
- 六 展示場
- 七 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
- 八 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- 九 体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
- 十二 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十三 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
- 十四 第三号から前号までに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの

IV まん延防止に関するガイドライン

別紙

施設使用制限の要請等の対象であるa、bの施設一覧

施設の種類	根拠規定
a 学校 (bに掲げるものを除く。)	
1 幼稚園	学校教育法第1条
2 小学校	学校教育法第1条
3 中学校	学校教育法第1条
4 高等学校	学校教育法第1条
5 中等教育学校	学校教育法第1条
6 特別支援学校	学校教育法第1条
7 高等専門学校	学校教育法第1条
8 専修学校(高等課程に限る。)	学校教育法第124条
9 幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項
b 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)	
1 生活介護事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項
2 短期入所事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項
3 重度障害者等包括支援事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第9項
4 自立訓練(機能訓練)事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項
5 自立訓練(生活訓練)事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項
6 就労移行支援事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項
7 就労継続支援(A型)事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項
8 就労継続支援(B型)事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項
9 児童発達支援を行う施設	児童福祉法第6条の2第2項
10 医療型児童発達支援を行う施設	児童福祉法第6条の2第3項
11 放課後等デイサービスを行う施設	児童福祉法第6条の2第4項
12 地域活動支援センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号
13 身体障害者福祉センター	身体障害者福祉法第31条
14 盲人ホーム	昭和37年2月27日付社発第109号厚生省社会局長通知別紙「盲人ホーム運営要綱」
15 日中一時支援事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第3項、平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害府県福祉部長通知別紙「地域生活支援事業実施要綱」
16 通所介護を行う施設	介護保険法第8条第7項
17 通所リハビリテーションを行う施設	介護保険法第8条第8項
18 短期入所生活介護を行う施設	介護保険法第8条第9項
19 短期入所療養介護を行う施設	介護保険法第8条第10項
20 特定施設入居者生活介護(短期利用に限る)を行う施設	介護保険法第8条第11項
21 認知症対応型通所介護を行う施設	介護保険法第8条第17項
22 小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護保険法第8条第18項
23 認知症対応型共同生活介護(短期利用に限る)を行う施設	介護保険法第8条第19項
24 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用に限る)を行う施設	介護保険法第8条第20項
25 複合型サービスを行う施設	介護保険法第8条第22項
26 介護予防通所介護を行う施設	介護保険法第8条の2第7項
27 介護予防通所リハビリテーションを行う施設	介護保険法第8条の2第8項
28 介護予防短期入所生活介護を行う施設	介護保険法第8条の2第9項
29 介護予防短期入所療養介護を行う施設	介護保険法第8条の2第10項
30 介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	介護保険法第8条の2第15項
31 介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護保険法第8条の2第16項
32 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用に限る)を行う施設	介護保険法第8条の2第17項
33 地域支援事業を行う施設	介護保険法第115条の45
34 老人デイサービス事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第3項
35 老人短期入所事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第4項
36 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第5項
37 複合型サービス福祉事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第7項
38 老人デイサービスセンター	老人福祉法第20条の2の2
39 老人短期入所施設	老人福祉法第20条の3
40 授産施設	生活保護法第38条第5項 社会福祉法第2条第2項第7号
41 ホームレス自立支援センター	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第3条
42 放課後児童健全育成事業を行う施設	児童福祉法第6条の3第2項
43 保育所	児童福祉法第39条
44 児童館	児童福祉法第40条
45 認可外保育所	児童福祉法第59条の2
46 母子健康センター	母子保健法第22条